



2026年2月9日(月)

# 小栗キャップのNews Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6-11-1 協和第二ビル3・4階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

## 「値引処理」か「両建処理」か ポイントを使用した場合の課税仕入れ

### 事業経費をポイント利用で支払う場合

キャッシュレス決済の普及により、様々な「ポイント制度」が増えてきました。事業者が受け取る請求書やレシートの中にもポイントが利用されたものが多く目にします。

事業者が自己の有するポイントを使用して仕入れや経費の支払を行う場合には、ポイントの使われ方により、消費税の課税仕入れの「支払対価の額」が変わってきます。

区分	支払対価の額
①ポイントで 値引を受ける場合	ポイント控除後の 金額
②ポイントを 支払に充てる場合	ポイント控除前の 金額

①と②のどちらにするかは、受け取ったインボイスを元に判断して構いません。

### ポイントで値引を受ける場合

次のようなインボイスを受け取った場合には、どう処理するのでしょうか。

### インボイス① (ポイント値引の場合)

ボールペン	990円
ポイント値引	▲110円
合計	880円
10%対象	880円 (内消費税80円)
現金支払	880円

このインボイスでは、「税率ごとに区分し

て合計した対価の額」にポイントを控除した後の金額(880円)が記載されていますので、ポイント使用後の金額(880円)を課税仕入れと考えます。税込経理を行う場合、次のような処理になります。

(借)消耗品費 880円 (貸)現金 880円

### ポイントを支払に充てる場合

次の場合は、どう処理するのでしょうか。  
インボイス② (ポイント支払の場合)

ボールペン	990円
合計	990円
10%対象	990円 (内消費税90円)
ポイント支払	▲110円
現金支払	880円

このインボイスでは、「税率ごとに区分して合計した対価の額」を求めた後に、ポイントが支払に充てられている形ですので、ポイント支払前の金額(990円)を課税仕入れとするとともに、ポイント使用額を雑収入(不課税)として計上します(両建処理)。

消耗品費	990円	/現金	880円
		/雑収入	110円



まず、レシートの表記  
をよく確認してみま  
しょう！